

愛知県公立大学法人愛知県立大学インキュベーションマネージャー就業規則

(目的)

第1条 この規則は、愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4条。以下「契約職員就業規則」という。）第1条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する契約職員のうち、愛知県立大学インキュベーションマネージャー（以下「インキュベーションマネージャー」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、個別に適用する別段の定めをした場合はその定め、または個別の労働契約を優先するものとする。

(定義)

第2条 この規則において「インキュベーションマネージャー」とは、あらかじめ任用期間を定め、愛知県公立大学法人愛知県立大学事務部門において、インキュベーション施設（レジデンス施設を含む）に関する特別な業務を担当する月給契約職員をいう。

2 前項の「特別な業務」とは、次に掲げる業務（これらに付随する業務を含む。）をいう。

- (1) インキュベーション施設の立ち上げ準備、イベントの立案・実行
- (2) インキュベーション施設内オフィス入居者、施設利用者等支援業務
- (3) その他インキュベーション施設関連業務

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。）その他関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第4条 理事長及びインキュベーションマネージャーは、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

(採用)

第5条 インキュベーションマネージャーの採用は、選考によるものとする。

2 法人にインキュベーションマネージャーとして採用されることを希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（顔写真を含む。）
- (2) 健康診断書（3月以内のもの）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(任期及び更新)

第6条 インキュベーションマネージャーの労働契約期間（以下「任期」という。）は、年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）内で設定する。この場合において、年度の途中に採用する場合においても、年度の末日を越えて任期を設定することはできないものとする。

- 2 任期満了の際、勤務評定及び本人の意思を確認した上で、年度単位で更新することがある。
- 3 更新回数は、3回を超えて更新することはできない。

(給与)

第7条 インキュベーションマネージャーの給与の種類は、給料、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第8条 インキュベーションマネージャーの給料は月給とする。

- 2 月給は、別表に定める額とし、昇給はしない。

(勤務時間)

第9条 インキュベーションマネージャーの勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分及び1日につき7時間45分とする。

2 インキュベーションマネージャーの始業及び終業の時刻は、それぞれ労働契約書に定めるとおりとする
(契約職員就業規則の準用)

第10条 インキュベーションマネージャーに係る次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる契約職員就業規則の該当規定の例による。

- (1) 採用時の提出書類 第6条
- (2) 労働契約の締結等 第7条
- (3) 配置及び異動 第9条及び第10条
- (4) 退職及び自己都合退職 第11条及び第12条
- (5) 解雇、解雇制限及び解雇予告 第13条から第15条まで
- (6) 退職者の責務、退職証明書 第16条及び第17条
- (7) 各種手当 第21条から第24条の3まで
- (8) 給与の支給、月給の支給、月給の減額 第25条から第27条まで
- (9) 誠実義務 第28条
- (10) 職務専念義務 第29条
- (11) 服務心得 第30条
- (12) 信用失墜行為の禁止 第31条
- (13) 守秘義務 第32条
- (14) 敷地又は施設内の遵守事項 第33条
- (15) 兼業 第34条
- (16) ハラスメントの防止 第35条
- (17) 職務に係る倫理 第36条
- (18) 休憩時間、休日、休日の変更 第38条から第42条まで
- (19) 通常の勤務場所以外での勤務 第43条
- (20) 時間外勤務等、時間外勤務代休時間 第44条及び第44条の2
- (21) 育児又は介護を行う契約職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 第45条
- (22) 非常災害時の勤務 第46条
- (23) 休暇の種類及び各種休暇 第47条から第50条の2まで
- (24) 育児休業等 第51条
- (25) 在宅勤務 第51条の2
- (26) 研修 第52条
- (27) 表彰 第53条
- (28) 懲戒 第54条から第56条まで
- (29) 損害賠償 第57条
- (30) 安全衛生 第58条
- (31) 出張、旅費 第59条及び第60条
- (32) 業務上及び通勤途上の災害 第61条及び第62条
- (33) 職務発明等 第63条

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表 インキュベーションマネージャー（第8条関係）

勤務区分	給料月額
週38時間45分勤務	450,000